

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四十五号）（行政管理課）

一 改正の要旨

- 1 歯科技工士法施行規則第十三条第三項に基づく歯科技工所番号の通知に係る事務を地方機関において行うため、必要な改正を行った。
- 2 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

令和八年十月一日。ただし、一・二の改正は、令和八年九月二十八日